

申込み多数につき

秋田市で追加開催決定！

令和4年4月1日から段階施行

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

秋田市、大館市、横手市で説明会を開催します！【入場無料、事前申込必須】

男女とも仕事と育児を両立できるよう育児・介護休業法が改正され、新たに出生時育児休業・通称「産後パパ育休」が創設されるほか、事業主から労働者への育児休業制度の取得について意向を確認することが義務となります。就業規則の改定も必要になりますので、説明会にご参加いただき、ご準備をお願いいたします。

なお、説明内容については説明会終了後、秋田労働局 HP への掲載も予定しております。遠方の事業主の皆さまや、日程が合わない事業主の皆さまは後ほど HP をご覧ください。

(改正育児・介護休業法特設 HP: https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00898.html)



1

改正育児・介護休業法について

令和4年4月から3段階で施行されます。(令和4年4月、10月、令和5年4月)

☆育児休業等に関する雇用環境整備、育児休業等に関する個別の周知・意向確認の措置が義務化されます。

☆産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。

☆育児休業を柔軟に取得できるようになります。

……など、改正箇所について説明を行います。

2

育児・介護休業法の規定、育児休業給付について

上記改正に伴い、就業規則の改定が必要になります。

規定例を用いて変更点について説明を行います。

また、改正に伴う育児休業給付の取扱い等について説明します。

3

職場におけるハラスメント防止対策について

令和4年4月1日から、中小企業も職場におけるパワーハラスメント対策を講ずることが義務になります。セクシュアルハラスメント、育児休業等に関するハラスメントと併せて対策をお願いします。

説明会終了後、改正育児・介護休業法など説明内容に関する相談
の他、働き方改革関連法や医療労務管理に関する個別の相談を
承ります。お気軽にご相談ください。

裏面に開催日程・

参加申込書

秋田労働局雇用環境・均等室

改正育児・介護休業法等説明会 開催日程

申込み多数につき
秋田市で追加開催決定！

No.	開催日時・場所
1	令和4年1月13日（木） 13:30～15:30 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王七丁目3-1 受付終了しました
2	令和4年1月18日（火） 13:00～15:00 秋田県北部老人福祉総合エリア 多目的ホール 〒018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1 定員間近
3	令和4年1月20日（木） 13:00～15:00 平鹿生涯学習センター 多目的ホール 〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後 140 定員間近
4	令和4年1月27日（木） 13:30～15:30 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王七丁目3-1 受付終了しました
5 (追加)	令和4年2月1日（火） 13:30～15:30 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王七丁目3-1 140名

※秋田市会場は駐車スペースが限られています。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

※各会場とも定員になり次第締め切らせていただきます。

※参加申込後に欠席となる場合には、秋田労働局雇用環境・均等室までご連絡願います。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

会場収容人数に対し定員を少なくするなどの対策を講じております。当日はマスクの着用・手指の消毒をお願いいたしますとともに、発熱など風邪の症状がある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。

参加申込書

必要事項をご記入の上 **FAX（018-862-4300）** または**郵送**でお申込みください。

事業所名		希望説明会 No.	
所在地		電話番号	
参加者職氏名 (ご担当者名)		参加人数	名

説明会に関するお問い合わせは、**秋田労働局雇用環境・均等室**まで
〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階
電話**018-862-6684** FAX**018-862-4300**